

令和2年10月8日

瀬戸内市週休2日工事について お知らせ

瀬戸内市契約管財課

建設業においては、若手技術者の入職が減少するなど、中長期的な担い手の確保や育成が大きな課題となっていることから、労働環境を改善し、魅力ある建設現場の創出のため、瀬戸内市が発注する建設工事において、原則全ての工事（公共建築工事（営繕工事及びその他これらに類する工事）を除く。）で「週休2日工事」を実施することとしましたのでお知らせします。なお、契約締結後に受注者の希望により「週休2日工事」を実施する「受注者希望型」とします

記

1 適用対象（対象となる積算基準）

- 土木工事標準積算基準（岡山県土木部）
- 機械設備積算基準（岡山県土木部）
- 港湾請負工事積算基準（岡山県土木部）
- 土地改良工事積算基準（農林水産省農村振興局整備部設計課）
- 漁港漁場関係工事積算基準
- 治山林道必携 積算・施工編

2 適用

令和2年11月1日以降に入札公告、指名通知又は見積書の提出依頼を行う工事

【問合せ先】

瀬戸内市財務部契約管財課

Tel : 0869-22-3906